

令和7年度 八雲町立野田生中学校「いじめ防止基本方針」について

1 はじめに

全国的にいじめに関する事件・事故は後を絶ちません。いじめ根絶は学校に関わる全ての人々の悲願であり、常に「自分事」として捉え、「いじめは、決して許される行為では無い。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることである。」という強い認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な影響を与え、時にはその生命に危険が及びます。学校に「いじめは絶対に許さない」という凛とした空気を漂わせ、教育活動全体を通して、親和的で支持的な風土を醸成し、関係者が一丸となって取り組んでいく必要があります。

八雲町立野田生中学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針・北海道いじめ防止等に関する条例に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、令和3年度の改訂を踏まえ、ここに示します。

2 「いじめ」に対する認識

いじめには定義があります。様々な解釈や認識があってそれぞれの状況を慎重に検討しなければならないことはあるものの、第一に考えるべきことは被害側の立場に立って、一刻も早く安全を確保することです。学校に関わる全ての人が以下のことを再確認することが重要です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

◇ 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。◇

- 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 携帯電話・スマートフォン・PC等を使ってネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる。など

2 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組む。

- いじめは、人間として決して許されない行為です。
- いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることです。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。
- いじめは、様々な様態があります。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っています。

- いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題です。
- いじめは、解消後も注視が必要です。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有しています。
- いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題です。

3 学校における「いじめ防止」について

いじめの「芽」は、いつでも存在することを認識し、絶えず「いじめ防止」を意識する必要があります。いじめの小さな芽を摘み、生徒同士で課題解決できる状況を維持・継続することが理想です。そのための具体策を以下にあげます。

1 基本方針

- (1) 全ての教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校づくり」を推進するとともに、生徒・教職員・保護者が一丸となって、全力でいじめ防止に取り組む。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感・自己存在感の向上に努める。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に命や心身の健康を大切にする精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

2 いじめの未然防止について

(1) 人権教育の充実

○全ての人が幸福を追求し、安心・安全な環境で学べるよう、互いに人権意識をもてる指導を徹底する。

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業をはじめ、全ての教育活動において、道徳的实践を積み上げ、豊かな人間性を育てる。

○様々な課題について自分事として捉え、相手の立場を考えながら、議論することができるよう指導する。

(3) 体験学習の充実

○生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

○福祉体験やボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

○Q-Uやアセス、ほっとなどの集団査定を活用し、実態を踏まえた話し合い活動や生徒会活動、部活動等あらゆる活動場面で、適切なコミュニケーション能力の育成を図る。

○ピア・サポートや構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等の人間関係構築のプログラムを手段として教育活動に取り入れながら、心理的安全性を高めたながら支持的風土を醸成し、いじめの未然防止に取り組む。

(5) 保護者や地域と連携・協働

○授業参観や保護者懇談会での説明や、学校・学級通信等を通して、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

○CSやPTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、必要に応じて意見交換する場を設ける。

(6) いじめ撲滅集会の実施

○生徒の自治活動を促し、毎年、生徒会主催による「いじめ撲滅集会」を実施する。

4 いじめの早期発見について

早期発見が早期解決につながることは言うまでもありません。しかし、いじめ問題が複雑で多様化する現代では、学校に関わる全ての人の総合力によって、早期発見に努める必要があります。以下に、具体策をあげます。

1 日々の観察

- (1) 教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- (2) 小規模校の強みを利活用し、ふれあい活動として常（休み時間や昼休み、放課後）に教職員が生徒を観察しながら、見守る活動を継続して行う。
- (3) いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示を行い、相談しやすい環境づくりをする。

2 観察の視点

- (1) 生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- (2) 担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- (3) 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

3 教育相談の実施

- (1) 教職員と生徒の信頼関係を構築するために定期的な教育相談、チャンス相談を行う。
- (2) 日常生活での教職員の明るい挨拶や声かけを通して、気軽に相談できる環境づくりに心掛ける。

4 いじめ実態調査アンケート

- (1) いじめを早期に発見するため、生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。
 - 生徒対象のいじめについてのアンケート調査 年2回（6月・11月）
 - 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回（6月・11月）
 - 教育活動に関する生徒アンケート 年1回（12月）

5 校内体制について

- 生徒指導部
 - ・野田生中学校「いじめ防止基本方針」の改訂に関わる業務
 - ・いじめ防止対策に関する計画・運営 ・教育相談の計画・運営
- 校内いじめ防止対策委員会（兼）生徒指導委員会
 - 【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、該当の学級担任、保健主事、スクールカウンセラー関係教諭
 - ・いじめの状況把握及び分析
 - ・いじめを受けた生徒、その保護者に対する支援及び説明等 （被害者）
 - ・いじめを行った生徒、その保護者に対する指導及び説明 （加害者）
 - ・関係機関との連携
- いじめの重大事案に関わる対策委員会について
 - 【構成員】 校長・教頭・生徒指導主事・該当の学級担任・保健主事、PTA会長、町教委
関係機関 等

6 積極的な「いじめ認知」と校内いじめ防止対策委員会（兼）生徒指導委員会について

現在、いじめへの積極的な認知が推奨されています。例えば、いじめの件数が少ないという報告があった場合、本当に重要なのは、その調査等において積極的な認知を行ったかどうかであり、さらに、いじめを認知した後の早期解決を果たし、再発防止への取組により、被害者を救済することです。以下に、いじめ認知後の対応を具体的にあげます。

1 基本的な考え方

- 関係者に対して丁寧に聞き取り客観的な事実を時系列で捉え、最短で解決を図る指導計画を立てる。
- 被害者の救済に全力を尽くす。
- 被害者本人およびその保護者に対するケアを手厚くする。
- 加害者への説諭、指導、謝罪場面の設定など、今後の対応について明確にする。
- 再発防止の手立てを講じる。
- 長期的に継続した観察を行い、被害者と加害者ともに正常な学びの環境を整える。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合

- 日常の触れ合い活動の中で、「いじり」「悪ふざけ」「からかい」「中傷」「粗野な言動」などについて、「いじめの初期対応」と捉え、適宜、指導する。
- 本人、保護者より訴えがあった場合は、校内いじめ防止対策委員会（兼）生徒指導委員会を実施し、対応策を協議し、迅速に進める。

(2) チーム支援

- 当該学年団の記録をもとに、校内いじめ防止対策委員会で「いつまでに、誰が、誰に、どこまでの指導を行う」といった指導計画を立案する。その後、全教職員で共有する。
- 指導の進捗を常に把握する。同時に、被害者へのカウンセリングや支援を図る。

(3) 関係機関との連携

- 管理職が、町教委に事故報告し、連携する。

(4) 家庭との連携

- 校内いじめ防止対策委員会の指導計画に基づき、被害者及び加害者への家庭訪問を複数名で行う。（状況に応じて、来校も可）

(5) 緊急いじめ対策委員会の設置

- 指導の結果、重大事態と判断された場合には、速やかに緊急いじめ対策委員会に業務を引き継ぎ、適切な対応を行う。

3 被害生徒および保護者への支援

- 当該生徒にとってキーパーソンとなる教職員が、心情に寄り添い、心のケアを行う。
- 当該生徒への学びの保障を確保する。（別室対応、リモートなど）
- カウンセリングを行いながら、教室への復帰を促す。
- 学校と当該保護者との連携を緊密にし、当該生徒の救済を最優先する。

○今後の対応（周知や保護者会等も含めて）について、協議する。

4 加害生徒への指導および保護者への助言

○当該生徒が自ら「いつ、誰に、何をしたのか」を明らかにし、加害側であることをきちんと認識させる。
○被害側の立場になって、謝罪の気持ちをもたせ、今後、当該の生徒に対して、どうしていくべきなのか考えさせる。

○反省、謝罪の場を設定し、人間関係修復のための手立てを述べさせる。

○客観的な事実をもとに、加害生徒の保護者へ説明し、今後の指導の在り方について助言するとともに、被害生徒の保護者との謝罪を含めた話し合い等を促し、再発防止を図る。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめ事案では、一般に「いじめ四者」と大別して見ることができます。「被害者」「加害者」「観衆（はやし立てる人）」「傍観者（無関心・見て見ぬふりをする人）」です。いじめの予防や早期発見・早期解決のカギを握るといわれている「観衆」と「傍観者」についての指導を具体的にあげます。

（１）「観衆」に対する指導および教育相談について

○直接、手を下さなくとも「いじめ」を助長したことについて認識させ、反省を促す。

○「いじめ」を見たときに、自身が何をすべきだったかを明確にさせる。

○再発防止について、自分ができること、しなければいけないことを整理させ、実行させる。

（２）「傍観者」に対する指導および教育相談について

○学級・学年・部活動など、自分の所属する集団で「いじめ」が起きたことを認識させる。

○いじめを自分事と捉えさせ、自身は何ができたのかを考えさせる。

○「いじめ防止」「いじめ撲滅」の観点から、自分はどのように関わっていくのか考えさせ、具体的な方法で取り組ませる。

（３）「いじめ四者」に共通する指導などについて

○構成的グループエンカウンター、ピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニングなど、人間関係づくりに焦点を当てた取組を行っていく。

○生徒会活動の充実を図る。

○ボランティア活動などの体験活動の充実を図る。

6 ネット上のいじめへの対応

近年、ネットモラル教室をはじめとする生徒や保護者への啓発が功を奏し、本校において、SNSトラブルは激減しています。しかし、SNS等の性質である匿名性、秘匿性、広域性、また、一度発信すると情報を取り戻せない事などを踏まえると、目に見えて起こる「いじめ」事案とは違った次元での対応が求められます。気持ちを表現しようとして、顔文字や絵文字、ラインのスタンプを駆使したとしても、受け取る側の印象で誤解が生じるといったことは日常的に起きていると考えるべきです。さらに、生徒が使用するスマホや携帯電話、その他の端末は、保護者責任で管理されていますので、学校と家庭の連携は必須です。そこで、以下には、ネットトラブル特有の課題を踏まえた対応をあげます。

- (1) 不適切な書き込み等が判明し、いじめにつながると判断した場合
 - 情報源を守りつつ、当該生徒の保護者と情報共有する。
 - 不適切な書き込み等は、削除させる。
 - 当該生徒のへ指導は、他の「いじめ」対応と同様に行う。
- (2) ネット上で起こった重大事態の対応
 - 法令に則り、警察との連携を図る。(例 個人情報の漏えい、わいせつ画像等の送信など)
 - 教育委員会、児童相談所など関係機関と連携し、事態を収拾する。
- (3) ネットいじめの未然防止について
 - ネットモラル教室の定期的な開催
 - 学校発信による啓発
 - 教科・授業における情報モラル教育の徹底
 - 家庭ルールの確立と保護者による管理徹底の協力依頼

7 重大事態への対処

生命・心身又は財産に被害があるということは、犯罪であるという認識をしなければなりません。被害者が相当期間にわたり余儀なく欠席することになるなど、治療や復帰に時間を要し、正常な学校生活を送れないということは、絶対にあってはなりません。万一、重大事態が起こった場合は、厳正に対処します。

- (1) 緊急いじめ対策委員会の招集
 - 関係者を学校に集め、対応を協議 ○緊急職員会議の開催
- (2) 関係機関との連携
 - 警察へ通報 ○町教委、児童相談所への連絡・報告・相談
 - 状況に応じて、第三者委員会の設置
- (3) 被害生徒の救済について
 - 被害者生徒の安全確保および学習保障 ○本人・保護者の意向を踏まえて、町教委と協議
- (4) 加害生徒の指導について
 - 各法令、条例等則った対応